

基準該当居宅サービス事業者及び基準該当居宅 介護支援事業者の登録に係る留意事項について

居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者が、基準該当居宅サービスを利用した場合に支給される特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費又は基準該当居宅介護支援を利用した場合に支給される特例居宅介護サービス計画費若しくは特例居宅介護サービス計画費については、居宅要介護等被保険者の給付申請に基づき、市町村がその受けたサービス内容を審査し、当該居宅要介護等被保険者に対し償還払することが原則である。

しかし、これでは、事務が煩雑であり、市町村の負担が大きくなることから、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）に規定する基準該当居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準や「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第38号）に規定する基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準を満たす事業者であって、当該市町村内で繰り返しサービスを提供することが想定される事業者については、市町村の判断によりあらかじめ登録を行っておくことが、事務の効率化の観点からも有効と判断される。従って、登録は、保険給付を行うための要件確認を事前に行うための手続的な行為であり、行政処分とはならないものである。

基準該当居宅サービスの事業を行う者や基準該当居宅介護支援の事業を行う者が少ない市町村については、当該事業を行う者と個別にサービスの提供等に関して契約等を締結する方法も考えられるが、今回は、登録を行う際の手続き等を規則の形でまとめたものを参考例としてお示しするものである。

〇〇市（町・村）基準該当居宅サービス事業者及び基準該当
居宅介護支援事業者の登録に関する規則（参考例）

（趣旨）

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）
第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービス（以下「基準該当居宅
サービス」という。）又は同法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介
護支援（以下「基準該当居宅介護支援」という。）を行う事業者の登録に係る手
続等について必要な事項を定める。

（基準該当居宅サービス事業者に対する特例居宅介護サービス費等の支給）

第2条 〇〇市が、法第42条第1項第2号に係る特例居宅介護サービス費又は
第54条第1項第2号に係る特例居宅支援サービス費（以下「特例居宅介護サ
ービス費等」という。）の支給を行うのは、居宅要介護被保険者又は居宅要支援
被保険者（以下「居宅要介護等被保険者」という。）が、基準該当居宅サービ
スであって、当該基準該当居宅サービスの事業を行う者として当該〇〇市の確認
を受けたもの（以下「基準該当居宅サービス事業者」という。）により行われる
ものの提供を受けた場合とする。

2 特例居宅介護サービス費等の額は、当該基準該当居宅サービスについて法第
41条第4項各号又は第53条第2項各号の厚生大臣が定める基準により算定
した費用の額【※の100分の〇〇に相当する額】（その額が現に当該基準該当
居宅サービスに要した費用（基準該当通所介護（指定居宅サービス等の事業の
人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「居宅
サービス基準省令」という。）第106条第1項に規定する基準該当通所介護を
いう。）に要した費用については、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第
36号。以下「施行規則」という。）第61条第1号イからハまで又は第84条
第1号イからハまでに該当する経費を除く。）の額を超えるときは、当該現に基
準該当居宅サービスに要した費用の額とする。以下第10項において「特例居
宅介護サービス費等基準額」という。）の100分の90に相当する額とする。

【※は厚生大臣が定める基準により算定した費用の額に100分の〇〇の額を
乗じ市町村の判断で費用の額を任意に定められる趣旨】

3 第1項の登録は、基準該当居宅サービス事業を行う者の申請により、基準該
当居宅サービスの種類及び当該基準該当居宅サービスの種類に係る基準該当居
宅サービスの事業を行う事業所（以下「基準該当居宅サービス事業所」という。）
ごとに行う。

4 〇〇市に対し、あらかじめ「特例居宅介護サービス費等の代理受領に係る申
出書」（様式第4号）を提出している基準該当居宅サービス事業者は、次の各号
に掲げる要件のいずれかを満たし、かつ、その被保険者証に法第66条第1項
に規定する支払方法変更の記載がなされていない居宅要介護等被保険者が、当
該基準該当居宅サービス事業者から基準該当居宅サービスを受けたときは、当

該居宅要介護等被保険者の委任に基づき、当該居宅要介護等被保険者が支払うべき当該基準該当居宅サービスに要した費用について、特例居宅介護サービス費等として当該居宅要介護等被保険者に対し支給されるべき額の限度において、当該居宅要介護被保険者に代わり、支払いを受けることができる。

- (1) 当該居宅要介護等被保険者が法第46条第4項の規定により指定居宅介護支援を受けることにつきあらかじめ〇〇市に届け出ている場合であって、当該基準該当居宅サービスが当該指定居宅介護支援に係る居宅サービス計画の対象となっているとき。
 - (2) 当該居宅要介護等被保険者が基準該当居宅介護支援を受けることにつきあらかじめ〇〇市に届け出ている場合であって、当該基準該当居宅サービスが当該基準該当居宅介護支援に係る居宅サービス計画の対象となっているとき。
 - (3) 当該居宅要介護等被保険者が当該基準該当居宅サービスを含む基準該当居宅サービスの利用に係る計画をあらかじめ〇〇市に届け出ているとき。
- 5 前項の規定による支払があったときは、居宅要介護等被保険者に対し特例居宅介護サービス費等の支給があったものとみなす。
- 6 基準該当居宅サービス事業者は、基準該当居宅サービスその他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護等被保険者に対し、領収証を交付しなければならない。
- 7 前項の領収証においては、基準該当居宅サービスについて、居宅要介護等被保険者から支払を受けた費用の額のうち、特例居宅介護サービス費等に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。
- 8 基準該当居宅サービス事業者は、特例居宅介護サービス費等の支払に関して、法第41条第4項各号又は第53条第2項各号の厚生大臣が定める基準及び居宅サービス基準省令に規定する基準該当居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準（基準該当居宅サービスの取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査を受けるものとする。
- 9 〇〇市は、基準該当居宅サービス事業者からの請求に対する審査及び支払に関する事務を国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に委託する。（※委託する場合のみ）
- 10 基準該当居宅サービス事業者は、その提供した基準該当居宅サービスについて、第4項の規定により、当該サービスの利用者たる居宅要介護等被保険者に代わって特例居宅介護サービス費等の支払を受ける場合は、当該サービスを提供した際に、当該要介護等被保険者から利用料の一部として、特例居宅介護サービス費等基準額から当該基準該当居宅サービス事業者を支払われる特例居宅介護サービス費等の額を控除して得られる額の支払を受けるものとする。
- 11 〇〇市が法第50条又は第60条の規定に基づき、基準該当居宅サービスに必要な費用を負担することが困難であると認めた居宅要介護等被保険者については、第2項中「100の90」とあるのは「100の〇〇」に、法第69条

第1項の規定により給付額減額等の記載を受けた要介護等被保険者については、第2項中「100の90」とあるのは「100の70」とする。

(基準該当居宅介護支援事業者に対する特例居宅介護サービス計画費等の支給)

第3条 ○○市が、法第47条第1項第1号に係る特例居宅介護サービス計画費又は第58条第1項第1号に係る特例居宅支援サービス計画費(以下「特例居宅介護サービス計画費等」という。)の支給を行うのは、居宅要介護等被保険者が、基準該当居宅介護支援であって、当該基準該当居宅介護支援の事業を行う者として当該○○市の登録を受けたもの(以下「基準該当居宅介護支援事業者」という。)により行われるものの提供を受けた場合とする。

2 特例居宅介護サービス計画費等の額は、当該基準該当居宅介護支援について法第46条第2項又は第58条第2項の厚生大臣が定める基準により算定した費用の額【※の100の○○に相当する額】(その額が現に当該基準該当(その額が現に当該基準該当居宅介護支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に基準該当居宅介護支援に要した費用の額とする。)とする。

【※は厚生大臣が定める基準により算定した費用の額に100分の○○の額を乗じ市町村の判断で費用の額を任意に定められる趣旨】

3 第1項の登録は、基準該当居宅介護支援事業を行う者の申請により、基準該当居宅介護支援を行う事業所(以下「基準該当居宅介護支援事業所」という。)ごとに行う。

4 ○○市に対し、あらかじめ「特例居宅介護サービス計画費等の代理受領に係る申出書」(様式第4号)を提出している基準該当居宅介護支援事業者は、当該基準該当居宅介護支援事業者から基準該当居宅介護支援を受けることにつきあらかじめ○○市に届け出をし、かつ、その被保険者証に法第66条第1項に規定する支払方法変更の記載がなされていない居宅要介護等被保険者が、当該基準該当居宅介護支援事業者から基準該当居宅介護支援を受けたときは、当該居宅要介護等被保険者の委任に基づき当該居宅要介護等被保険者が支払うべき当該基準該当居宅介護支援に要した費用について、特例居宅介護サービス計画費等として当該居宅要介護等被保険者に対し支給されるべき額の限度において、当該居宅要介護等被保険者に代わり、支払いを受けることができる。

5 前項の規定による支払があったときは、居宅要介護等被保険者に対し特例居宅介護サービス計画費等の支給があったものとみなす。

6 基準該当居宅介護支援事業者は、基準該当居宅介護支援その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護等被保険者に対し、領収証を交付しなければならない。

7 前項の領収証においては、基準該当居宅介護支援について、居宅要介護等被保険者から支払を受けた費用の額のうち、特例居宅介護サービス計画費等に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。

8 基準該当居宅介護支援事業者が特例居宅介護サービス計画費等の支払いに関して、法第46条第2項又は第58条第2項の厚生大臣が定める基準及び指定

居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「居宅介護支援基準省令」という。）に規定する基準該当居宅介護の事業の運営に関する基準（基準該当居宅介護支援の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査を受けるものとする。

- 9 ○○市は、基準該当居宅介護事業者からの請求に対する審査及び支払を連合会に委託する。（※委託する場合のみ）

（基準該当訪問介護事業者に係る登録の申請）

第4条 第2条の規定に基づき訪問介護に係る基準該当居宅サービス事業者の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書（様式第1号並びに付表1-1及び付表1-2（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有する場合に限る。））を○○市に提出しなければならない。

- (1) 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地
- (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- (3) 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- (4) 事業所の平面図
- (5) 事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、経歴及び住所
- (6) 運営規程
- (7) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- (8) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- (9) 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- (10) その他登録に関し必要と認める事項

（基準該当訪問入浴介護事業者に係る登録の申請）

第5条 第2条の規定に基づき訪問入浴介護に係る基準該当居宅サービス事業者の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書（様式第1号並びに付表2）を○○市に提出しなければならない。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- (3) 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- (4) 事業所の平面図並びに設備及び備品の概要
- (5) 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所
- (6) 運営規程
- (7) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- (8) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- (9) 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- (10) 居宅サービス基準省令第58条により準用される第51条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容

(11) その他登録に関し必要と認める事項

(基準該当通所介護事業者に係る登録の申請)

第6条 第2条の規定に基づき通所介護に係る基準該当居宅サービス事業者の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書(様式第1号並びに付表3-1及び付表3-2(当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施設を有する場合に限る。))を〇〇市に提出しなければならない。

- (1) 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。)の名称及び所在地
- (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- (3) 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- (4) 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設も含む。)の平面図及び設備の概要
- (5) 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所
- (6) 運営規程
- (7) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- (8) 当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態
- (9) 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- (10) その他登録に関し必要と認める事項

(基準該当福祉用具貸与事業者に係る登録の申請)

第7条 第2条の規定に基づき福祉用具貸与に係る基準該当居宅サービスの登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書(様式第1号並びに付表4)を〇〇市に提出しなければならない。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- (3) 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- (4) 事業所の平面図及び設備の概要
- (5) 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所
- (6) 法第7条第17項に規定する福祉用具の保管及び消毒の方法(居宅サービス基準省令第206条の規定により準用される第203条第3項前段の規定により保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該他の事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該委託等に関する契約の内容)
- (7) 運営規程
- (8) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- (9) 当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態
- (10) 当該申請に係る資産の状況
- (11) その他登録に関し必要と認める事項

(基準該当居宅介護支援事業者に係る登録の申請)

第8条 第3条の規定に基づき基準該当居宅介護支援事業者の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書(様式第1号並びに付表5及び付表5(別紙))を〇〇市に提出しなければならない。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- (3) 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- (4) 事業所の平面図
- (5) 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所
- (6) 当該申請に係る事業の開始時の利用者の予定数
- (7) 運営規程
- (8) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- (9) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- (10) 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- (11) 他の保健医療サービス及び福祉サービスの提供主体との連携の内容
- (12) その他登録に関し必要と認める事項

(変更の届出等)

第9条 基準該当居宅サービス事業者又は基準該当居宅介護支援事業者(以下「基準該当サービス事業者」という。)は、基準該当居宅サービス事業所又は基準該当居宅介護支援事業所(以下「基準該当サービス」という。)の名称や所在地その他の別表に定める事項に変更があった場合には、当該登録を受けた〇〇市に対し「登録事項変更届出書」(様式第2号)を提出するものとする。

2 基準該当サービス事業者は、当該事業を廃止、休止又は再開する場合には、当該登録を受けた〇〇市に対し「事業廃止(休止・再開)届出書」(様式第3号)を提出するものとする。

(報告等)

第10条 〇〇市は、特例居宅介護サービス費等又は特例居宅介護サービス計画費等の支給に関して必要があると認めるときは、基準該当サービス事業者若しくは基準該当サービス事業者であった者若しくは基準該当サービス事業所の従業者であった者(以下、この項において「基準該当サービス事業者であった者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、基準該当サービス事業者若しくは基準該当サービス事業所の従業者若しくは基準該当サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは基準該当サービス事業所について帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しな

なければならない。

- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(基準該当居宅サービス事業者の登録の取り消し)

第11条 基準該当居宅サービス事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第2条の登録を取り消されることがあるものとする。

- (1) 基準該当居宅サービス事業者が、当該登録に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、居宅サービス基準省令に規定する基準該当居宅サービス事業者が満たすべき基準又は居宅サービス基準省令に規定する基準該当居宅サービス事業者が確保すべき員数を満たすことができなくなったとき。
- (2) 基準該当居宅サービス事業者が、居宅サービス基準省令に規定する基準該当居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な基準該当居宅サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。
- (3) 特例居宅介護サービス費等の請求に関し不正があったとき。
- (4) 基準該当居宅サービス事業者が第10条第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (5) 基準該当居宅サービス事業者又は基準該当居宅サービス事業所の従業者が第10条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、基準該当居宅サービス事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該基準該当居宅サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- (6) 基準該当居宅サービス事業者が、不正の手段により第2条に規定する登録を受けたとき。

(基準該当居宅介護支援事業者の登録の取り消し)

第12条 基準該当居宅介護支援事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第3条の登録を取り消されることがあるものとする。

- (1) 基準該当居宅介護支援事業者が、基準該当居宅介護支援事業所の介護支援専門員の人員について、居宅介護支援基準省令に規定する基準該当居宅介護支援事業者が確保すべき員数を満たすことができなくなったとき。
- (2) 基準該当居宅介護支援事業者が、居宅介護支援基準省令に規定する基準該当居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な基準該当居宅介護支援の事業の運営をすることができなくなったとき。
- (3) 特例居宅介護サービス計画費等の請求に関し不正があったとき。
- (4) 基準該当居宅介護支援事業者が、第10条第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (5) 基準該当居宅介護支援事業者又は当該登録に係る事業所の従業者が、第10

条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該登録に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、基準該当居宅介護支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

- (6) 基準該当居宅介護支援事業者が、不正の手段により第3条の登録を受けたとき。

(事業所情報の提供)

第13条 ○○市は、基準該当サービス事業所の情報（第9条に規定する変更の届出等に係る情報を含む。）のうち、次の各号に掲げるものを都道府県に提供するものとする。

- (1) 申請者の名称並びに代表者の氏名及び住所
- (2) 事業所の名称及び所在地
- (3) 登録年月日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 基準該当事業所番号
- (6) その他○○市長が必要と認める事項

(その他)

第14条 この規則に掲げるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

受付番号	
------	--

基準該当居宅サービス事業所
登録申請書
基準該当居宅介護支援事業所

平成 年 月 日

〇〇市長 殿

所在地

申請者

名称

印

基準該当居宅サービス事業所(基準該当居宅介護支援事業所)として登録を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申 請 者	フリガナ 名称	-----				
	主たる事務所の 所在地	(郵便番号 ー) 県 郡市				
		(ビルの名称等)				
	連絡先	電話番号		FAX番号		
	法人である場合その種別			法人所轄庁		
者	代表者の職・氏名	職名		フリガナ 氏名		
	代表者の住所	(郵便番号 ー) 県 郡市				
登 録 を 受 け よ う と す る 事	事業所等の 所在地	(郵便番号 ー) 県 郡市				
	同一所在地において 行う事業等の種類	実施 事業	登録申請をする事業等 の事業開始予定年月日	既に基準該当サービス事業 の登録を受けている事業等の 事業開始年月日	様式	
	訪問介護				付表1	
	訪問入浴介護				付表2	
	通所介護				付表3	
	福祉用具貸与				付表4	
	居宅介護支援				付表5	
基準該当事業所番号					(既に登録を受けている場合)	
登録を受けている区市町村						
介護保険事業所番号					(既に指定又は許可を受けている場合)	
既に指定等を受けている事業						
医療機関コード等						

備考1 「受付番号」欄には記載しないでください。

- 「法人である場合その種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。
- 「法人所轄庁」欄、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 「実施事業」欄は、今回申請をするもの及び既に登録を受けているものについて、該当する欄に「○」を記入してください。
- 「登録申請をする事業等」欄は、該当する欄に事業等の開始予定年月日を記載してください。

- 6 「既に基準該当サービス事業所として登録を受けている事業等の事業開始年月日」欄は、当該市町村において基準該当サービス事業所として登録を受けた年月日を記載してください。
- 7 「基準該当事業所番号」欄については、申請を行う市町村又は他の市町村において既に事業所としての登録を受け、番号が付番されている場合には、そのコードを記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記載してください。
- 8 「登録を受けている区市町村」欄については、既に基準該当事業所として登録を受けたことがある市町村についてその名称を記載してください。
- 9 指定事業所として既に介護保険事業所番号が付番されている場合には、そのコードを「介護保険事業所番号」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記載してください。
- 10 保険医療機関、保険薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記載してください。
- 11 「既に指定等を受けている事業」欄については、指定事業所として指定を受け(みなしによる指定を含む。)、実施している事業の種類について記載してください。